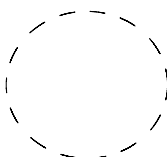


(様式 3 - 2)

念 証

就農支援資金 千円 (貸付決定番号) の借入れに際して、同資金の全部又は一部が財団法人高知県農業公社の就農支援資金借用証書特約条項第 5 条に定める貸付留保金として保留された場合は、貸付留保金の払出しについて下記の「貸付留保金約款」によることを承諾します。なお、貸付留保金の払出しに使用する印鑑を下記のとおりお届けします。

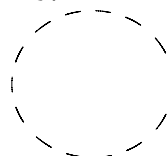
お 届 印



届出年月日 年 月 日

住 所
氏 名

借用証書に
押なつした印



財団法人高知県農業公社 御中

貸 付 留 保 金 約 款

- 1 借入者が就農支援資金の貸付留保金の払出しを請求する際は、所定の「就農支援資金交付・貸付留保金払出請求書」用紙に金額及び年月日等を記入し、記名なつ印 (届出済の印鑑に限る。) したうえで農協及び県信連を経由して財団法人高知県農業公社に提出する。農協はこの借入金の使用を規制するため必要と認める範囲において貸付留保金の払出しに応ずる。
- 2 届出済の印鑑を失ったとき、又は改印、改名、転居、相続等があった場合には、借入者は直ちに農協に届け出て所定の手続きを取る。
- 3 農協が相当の注意をもって「就農支援資金交付・貸付留保金払出請求書」に押なつされた印鑑と届出済の印鑑とを照合し、符合すると認めて払出しが行われた場合は、その払出しにつき印鑑の偽造、盗用、その他の事故があっても、財団法人高知県農業公社はその責を負わない。
- 4 貸付留保金の交付は原則借受者の農協の預金口座に振り込む方法による。
- 5 貸付留保金は他に譲渡又は質入れすることはできない。